

投資信託 目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、交付目論見書と一体でお渡しいたします。)

お手続きの前にこの書面および交付目論見書の内容を十分にお読みください。

本ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

■本ファンドに係る金融商品取引契約の概要

株式会社関西みらい銀行は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

■当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

○当行が行う登録金融機関業務の内容

- ・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務
- ・短期有価証券および短期社債等の売買等
- ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務・店頭デリバティブ取引

○当行において投資信託の売買や口座管理等のお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を郵送によりお客さまに交付いたします。(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

■本ファンドの販売会社の概要

| | |
|----------------|---|
| 商号等 | 株式会社関西みらい銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号 |
| 本店所在地 | 大阪府中央区備後町2-2-1 |
| 設立年月日 | 昭和25年11月24日 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |
| 認定投資者保護団体 | なし |
| 苦情処理措置及び紛争解決措置 | 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 ○一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 ○証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005 |
| 主な事業 | 銀行業務・登録金融機関業務 |
| 連絡先 | 0120-17-3885(受付時間/平日9:00~17:00) |

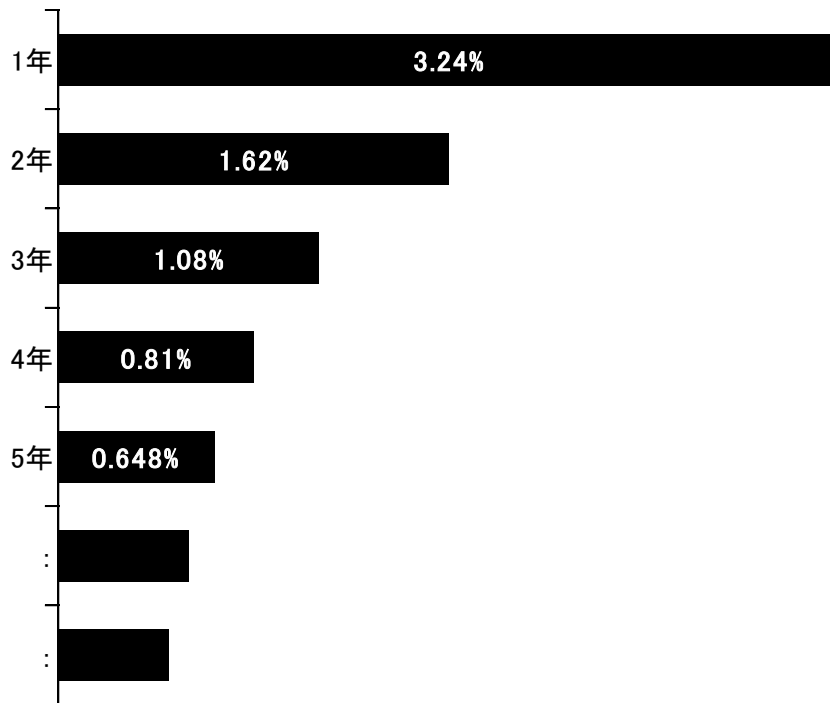
販売手数料に関するご説明

投資信託は、長期で保有いただくことが基本です。投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3.24%(税込)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税込)】



※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書等でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担頂きます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

※投資信託へのご投資では、商品ごとに定められた手数料等(お申込金額に対して最大3.78%(税込)のお申込手数料(販売手数料)、純資産総額に対して最大2.376%(税込)の運用管理費用(信託報酬)、基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額、その他運用に係る費用等の合計)をご負担いただきます。手数料等の合計については、保有金額または保有期間等により異なるためあらかじめ記載することができません。
(上記は2019年4月1日現在の最大料率です。)